

コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について

平成27年 3月25日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

昨年6月にとりまとめられた政府の成長戦略「『日本再興戦略』改訂2014」を受けて、コーポレートガバナンス・コード（以下「コード」といいます。）が策定され、本年6月より適用される予定です。同戦略では、コードについて、上場規則により、上場企業に対して“Comply or Explain”（原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか）を求めるものとされており、これを実行に移すために、所要の制度整備を行います。

また、独立社外取締役の円滑な選任に資するため、独立性に関する情報開示について見直しを行います。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. コードの策定に伴う 制度整備 (1) コードを実施しない 場合の理由の説明	・市場第一部・市場第二部・セントレックスの上場会社は、コードを実施しない場合には、その理由を説明するものとします。	・コードを実施しない場合の理由の説明について、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定します。 ・外国会社は除きます。 ・セントレックスの上場会社及び国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場に上場する上場会社については、新興企業向け市場を巡る国際的な動向及び我が国の新規産業育成の観点から、コードのうち、「基本原則」部分を実施しない場合に、その理由を説明するものとします。
(2) コードを実施しない 場合の理由の説明の媒 体	・「コードを実施しない場合の理由の説明」は、コーポレート・ガバナンス報告書に欄を新設して記載するものとします。	・上場会社のコーポレート・ガバナンスの状況を網羅的に記載している同報告書に情報を集約することで、株主・投資家の利便を図ろうとするものです。

項目	内容	備考
(3) コードの尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社は、コードの趣旨・精神を尊重して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ このほか、コードに基づく開示（別紙1．参照）についても、同様の趣旨からコーポレート・ガバナンス報告書に別途、欄を新設して記載するものとします。この場合には、他の開示・公表書類における記載場所を明示することで、記載に代えることができるものとします。 ・ コードで求められる事項を記載したコーポレート・ガバナンス報告書の最初の提出は、準備ができ次第速やかに行うこととし、平成27年6月以後最初に開催する定時株主総会の6か月後を提出期限とします（別紙2．参照）。 ・ 平成22年2月8日付「コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みについて」（名証自規第192号）で通知しております、「コーポレート・ガバナンスの充実への取り組みに関する尊重事項」はコードに置き換えます。
2. 独立役員の独立性に関する情報開示の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が独立役員を指定する場合には、当該独立役員と上場会社との間の特定の関係の有無及びその概要を開示するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、主要な取引先の元業務執行者など過去において上場会社と特定の関係を有していた独立役員については、それでもなお独立性ありと判断した理由の説明を求めてきたことを改め、すべての独立役員について等しく情報の開示を求めることにより、上場会社が独立性を判断する際における過度に保守的な運用を是正しようとするものです（別紙3．参照）。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 平成27年6月1日を目途に実施します。

以 上

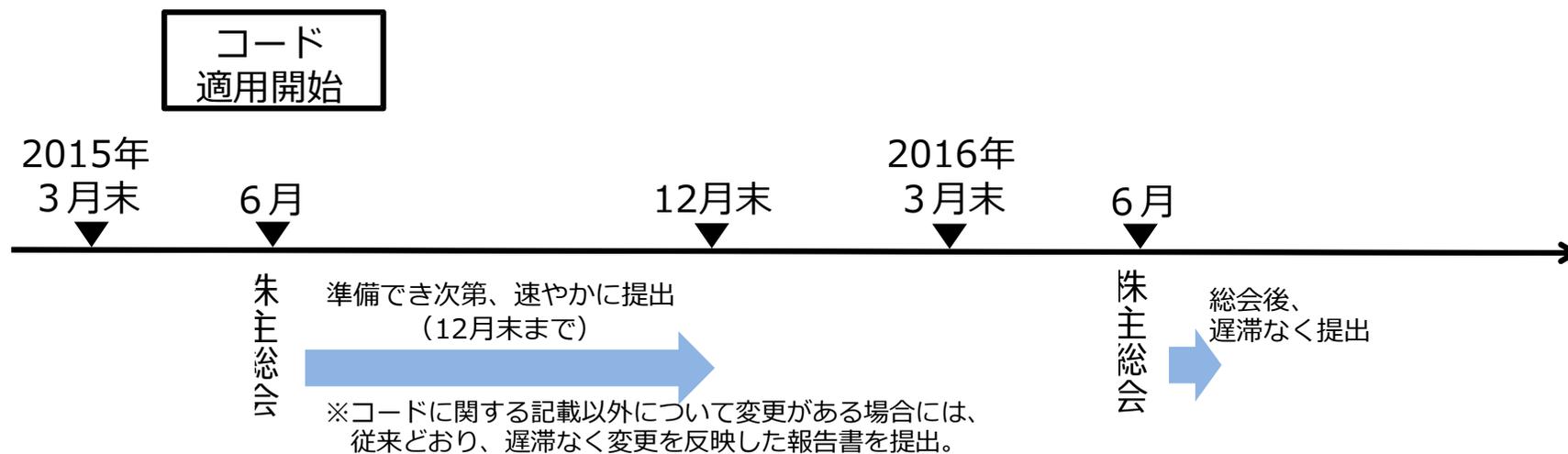
1. コーポレート・ガバナンス報告書等での「開示」を求める諸原則 一覧

原則	内容
原則 1-4	<p>上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で主要な政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。</p> <p>上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。</p>
原則 1-7	<p>上場会社はその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めて<u>その枠組み</u>を開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。</p>
原則 3-1	<p>上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コード（原案）の各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) <u>会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画</u> (ii) <u>本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針</u> (iii) <u>取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続</u> (iv) <u>取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続</u> (v) <u>取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明</u>
補充原則 4-1①	<p>取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、<u>その概要</u>を開示すべきである。</p>
原則 4-8	<p>独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。</p> <p>また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、<u>そのための取組み方針</u>を開示すべきである。</p>
原則 4-9	<p>取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、<u>独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準</u>を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。</p>

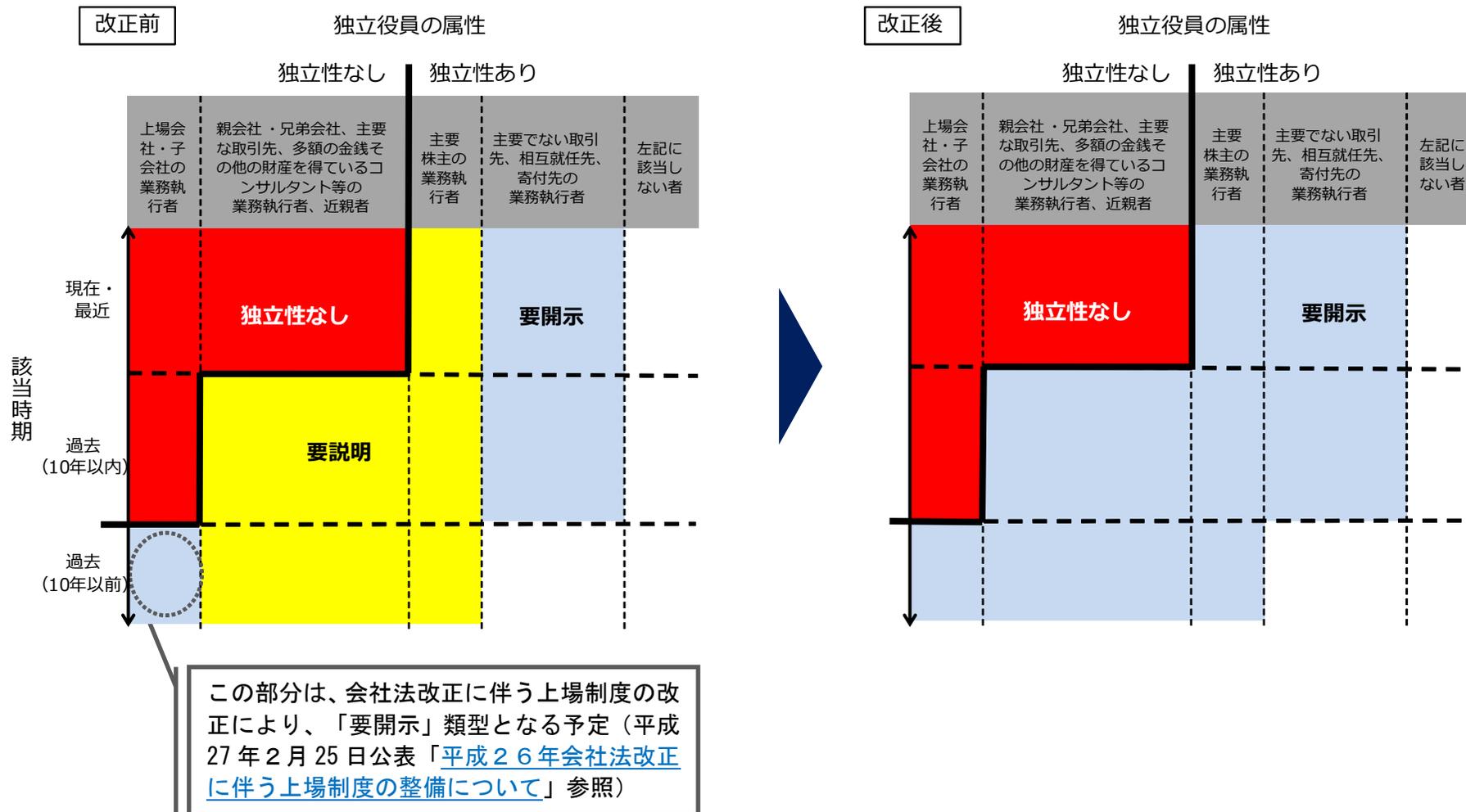
原則	内容
補充原則 4-11①	取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。
補充原則 4-11②	社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、 <u>その兼任状況を毎年開示すべきである。</u>
補充原則 4-11③	取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、 <u>その結果の概要を開示すべきである。</u>
補充原則 4-14②	上場会社は、 <u>取締役・監査役に対するトレーニングの方針</u> について開示を行うべきである。
原則 5-1	上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、 <u>株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針</u> を検討・承認し、開示すべきである。

2. コーポレート・ガバナンス報告書の提出スケジュール イメージ

(3月期決算会社の場合)



3. 独立性に関する情報開示の見直し イメージ



※図中で「要説明」の類型（いわゆる開示加重要件）を廃止し、「要開示」の類型（いわゆる属性情報）に統一するものです。